

定額減税補足給付金(不足額給付)申請書

※定額減税補足給付金(不足額給付)(以下「調整給付金(不足額給付分)」という。)とは、個別に書類の提示(申請)により、給付要件を確認して給付する必要がある方であって、以下のいずれの要件も満たす方に対し、支給するものです。
・所得税及び個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ(≒本人として定額減税対象外)
・税制度上、「扶養親族」から外れてしまう(≒扶養親族等としても定額減税対象外)。
・低所得世帯向け給付(R5非課税給付等、R6非課税化給付等)対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない。

支給市区町村 (令和7年度個人住民税の課税市区町村)
龍ヶ崎市長 様

提出日
令和〇年 〇〇月 〇〇日



裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。
※本様式は調整給付金(不足額給付分)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。様式第1号(確認書)が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。
※本様式を提出いただいた場合、龍ヶ崎市において給付要件に該当するか審査の上で、記入いただいた現住所に支給の可否と支給額について通知を送付します。

【本様式での申請が可能の方】
●令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税額がいずれも0円の方、かつ令和6年分非課税世帯(または均等割のみ世帯)向け給付を、世帯主または世帯員として受給していない方であって、
・青色事業専従者 または 事業専従者の方
・合計所得金額が48万円超である方

1. 申請者 ※令和5年12月2日以降に転入した方は、当時の住所を必ず記入してください

Table with columns: (フリガナ)氏名, 生年月日, 現住所. Includes address details for 龍ヶ崎 太郎 and 龍ヶ崎市〇〇▽町1丁目2番地3. Includes checkboxes for current residence status at different dates.

各々の住所については、現住所と違う場合にはお

※現住所と異なる場合は当時お住まいだった住所を必ず記入してください。支給要件の該当有無を審査する際に必要な情報となります。

【代理申請を行う場合】 本人の委任を受けて、代理人の口座に振り込

代理人の口座への振込みを希望する場合はお書きください。

■代理人の範囲

- ① 同一世帯の親族の方
② 別世帯の親族の方...本人との親族関係を証明する書類(戸籍簿本)が必要です。
③ 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人等)...登記事項証明の写し等が必要となります。

Table for proxy agent information with columns: (フリガナ)代理人氏名, 本人との関係, 代理人生年月日, 代理人現住所. Includes a field for the agent's name and relationship.

2. 振込口座 (原則、1.の申請者の口座とします)

(通帳等の写しを本様式に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

Table for bank account information with columns: 金融機関名, 支店名, 分類, 口座番号, 口座名義(カナ). Includes details for 龍ヶ崎 銀行 and 龍ヶ崎 支店.

Table for bank account information with columns: ゆうちょ銀行, 通帳記号, 通帳番号, 口座名義(カナ). Includes details for ゆうちょ銀行.

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、福祉総務課不足額給付担当までお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください。

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(✓)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

① 下記の支給要件に該当する場合、原則として4万円(※)が支給されます。市区町村における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。
※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

【支給要件】
以下のいずれかの条件を満たすこと。
・令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならなかった。
・地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならなかった。

② 以下のいずれにも該当しません。
・令和6年度に実施された定額減税の対象であった。
・令和5年度、令和6年度に実施された低所得者世帯向け給付の対象(世帯主・世帯員)であった。
・令和6年度に実施された調整給付金(当初給付分)を本人分または扶養親族等分として受給対象であった。

提出書類は、「本人(代理人)確認書類の写し(コピー)」、「『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』」が必要です。代理人の口座へ振込を希望する場合は、**代理人の本人確認ができる書類の写し**を貼付してください。また、代理人が**申請者の成年後見人等である場合はその証明書の写し**も貼付してください。

なお、**その他の添付書類については、給付金窓口にお問い合わせください。**

提出書類

『定額減税補給付金(不足額給付)申請書』(本書類) ※必要事項をご記入ください。

- 申請者(または代理人)の氏名など(表面中段)
- 振込口座(表面下部)
- 誓約・同意事項(裏面上部)
- 署名(裏面下部)

令和6年分所得税の『源泉徴収票』または『確定申告書』の写し(コピー)

※受給要件の確認に必要な令和6年所得税額等が分かる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

事業主の令和6年分『所得税確定申告書』または『青色事業専従者に関する届出書』の写し(コピー)等

※青色事業専従者または事業専従者の方のみご利用ください。

『本人(代理人)確認書類』の写し(コピー)

※申請者の運転免許証、健康保険証、資格確認書、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を添付してください。

↓
代理人申請で下記に該当する場合、本人確認書類と併せて添付してください。

- 申請者と代理人が別世帯の場合: 本人との親族関係を証明する書類(戸籍謄本等)
- 法定代理人が代理申請する場合: 登記事項証明書等の写し

『受取口座を確認できる書類』の写し(コピー)

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を添付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
チェック漏れや提出書類の不備がある場合、支給の可否について審査ができません。

本申立ての内容に相違ありません。

令和〇年〇〇月〇〇日

申請者氏名 龍ヶ崎 太郎